

2020年3月2日

京都府知事 西脇 隆俊 様

京都府職員労働組合
執行委員長 木守 保之

新型コロナウイルス対策による職員の安全と労働条件の確保、
府民の安全・安心を守るにふさわしい職員配置を求める申し入れ（第二次）

政府は、2月27日に、新型コロナウイルスの感染拡大防止で、全国の小・中・高・特別支援学校等への臨時休校を3月2日から行うよう要請すると発表し、子育て世代を中心に衝撃が走りました。養育のために休まざるをえないことも想定されるもと、当事者や職場の同僚からも不安の声があがっています。また、休校措置に対応する児童館や放課後デイの拡大などの調整業務などが急増しており、健康や経営に関わる相談窓口業務などと合わせて、職場は大変な状況となっています。

府民の安全・安心、経営を守るために奮闘する職員が、安心して職務を遂行できるよう、下記のとおり、再度申し入れます。

記

1. 新型コロナウイルス対応に係る、経営や経済、雇用への影響について、実態を把握し、府として現在開設している相談窓口の体制や、休業補償、緊急の経営助成・融資等の施策の充実・拡大を行うこと。
2. マスク等の衛生用品について、政府、事業者と連携し府内の安定供給に万全を尽くすこと。トイレットペーパー等が店頭で不足している問題について、府として供給について府内の状況を把握の上、確実な情報を発信し、冷静な対応をよびかけること。
3. 子どもの学習権を保障すること。3月3日からの小・中・高・特別支援学校等への臨時休校措置にあたっては、学校利用も含めて、子どもの居場所を確保すること。
4. 新型コロナウイルスに関する府立施設の対応については、一律でなく科学的知見と職場意見も踏まえて行うこと。
5. 小・中・高・特別支援学校等への臨時休校措置にかかわって、業務が激増している部署への必要な人員配置を行うこと。
6. 保健所、保健環境研究所等の相談・検査体制と検査機器の配備等機能強化を図ること。
7. 発熱及び保健所等から外出自粛の要請を受けた場合のサービスの取扱いについて、安心して休めるよう専免・特別休暇等を正規・非正規の別無く措置すること。
8. 臨時休校措置にかかわって、職場を休まざるをえない場合、子どもの安全確保と感染防止の観点から有給の特別休暇を正規、非正規の別無く措置すること。

以上